

法人の機関による保険事故招致について

北海道大学大学院 河森 計二

I 問題の所在

法人が保険契約者または被保険者の場合(以下、この場合を「法人契約」と呼ぶ)、観念的な存在にすぎない法人自身が現実に行動して保険事故を招致することはありえないから、法人のうちの誰の故意をもって、保険契約者または被保険者の故意とみなされるかが問題となる。

商法 641 条後段では、損害保険契約における免責事由として、保険契約者または被保険者の悪意もしくは重過失によって損害が生じた場合、保険者は免責されると規定している。しかし、保険契約者または被保険者が法人である場合、法人のいかなる範囲の者の保険事故招致を法人の事故招致と認めるかについては、商法 641 条の文言からすると明らかではない。よって、法人契約では、つぎの問題が生じる。

問題①： 法人以外の第三者が保険事故を招致したときでも、商法 641 条を適用し得るのか？

問題②： 商法 641 条の適用が可能であれば、法人に関係する者のうち、だれの事故招致をもって法人の事故招致と評価することができるのか？

II 従来 of 学説と裁判例

1 商法 641 条後段と第三者の保険事故招致

商法 641 条後段は、保険契約者もしくは被保険者の悪意もしくは重大な過失によって生じた損害は保険者これをてん補する責に任ぜずと規定する。しかし、被保険者と一定の関係にある第三者による保険事故招致については何ら規定していない。

もっとも、後述するように、火災保険約款では、通常、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反」によって生じた損害に対しては、保険金が支払われない」とされている。この約款の免責条項は、一般に、商法 641 条後段の立法趣旨と同義であると解されている。そこでまず、商法 641 条後段の立法趣旨が何にあるのかを整理した後、商法 641 条後段と約款の免責条項との関係について整理することにする。

(1) 商法 641 条の立法趣旨

理論的根拠は何かということについては、当然だという説もある。しかし、故意の場合には当然といえるかもしれないが、重過失の場合に当然かということと問題があるように思える。

A 説 (偶然性欠如説)

保険事故は本来偶然な一定の事故でなければならない。したがって、故意または重大な過失で保険事故を招致した場合には偶然性を欠くということで根拠づける。

B 説 (通説・判例)

保険契約者・被保険者が故意・重過失により保険事故を招致した場合、被保険者に保険金請求権を認めることは、保険契約当事者間の信義誠実の原則に反

し、なおかつ倫理、公序良俗等、公益上の要請を損なうから、一般にこれを保険者免責としたとされる。

C 説 (条件成就説)

民法 130 条の類推適用：条件の成就によって利益をうる者が、信義誠実に反して条件を成就させたという考え方を保険事故招致の場合にも及ぼすべきだとする見解。

D 説 (高度の危険除外説)

保険契約者・被保険者の故意・重過失という主観的な高度の危険を除外することを目的とする保険者免責条項と理解するもの。すなわち、被保険者側が事故招致をしたものまででん補することになると、保険事故が多発して、通常の保険料ではまかなえないことになる。要するに、保険会社が、このようなものまででん補することになると、保険の引受け手がいなくなってしまうため、保険者は免責されると説明する。

(2) 商法 641 条後段の任意法規性

① 重過失による事故招致のてん補可能性

重過失による事故招致であってもてん補するということは可能か。有効であることは現在では異論はないであろう。また、実際、任意の自動車総合保険約款でも、故意の事故招致については保険金を支払わないが、重過失については、一般に、免責条項から除かれている。

※ 自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という）14 条

「保険会社は、・・・保険契約者又は被保険者の悪意によって生じた損害についてのみ、てん補の責めを免れる」

⇒ 自賠法でも重過失による損害で損害賠償責任を負い、これを履行した

被保険者は保険会社に保険金の請求ができるということになっている。なお、自賠法自体は被害者の救済ということも目的とされるため、被害者が保険会社に直接請求した場合に関しては、この保険契約者・被保険者の悪意も抗弁とすることもできずに支払わなければいけないということになっている。そして、支払った金額については、保険会社は政府に補償請求ができるということになっている（自賠法 16 条 4 項）。この補償請求に応じた政府は被害者の保険契約者・被保険者に対する権利について代位するというになっている（自賠法 76 条 2 項）。

② 悪意（故意）による事故招致のてん補可能性

悪意すなわち故意の場合でもてん補することは可能か。これは一般的には悪意についてもてん補するというのは公序良俗に反する。ただし、違法性のない悪意あるいは故意の場合では、てん補可能と考えられる。

<違法性のない故意による事故招致の例>

正当防衛、緊急避難、人命救助のために行った事故、共同海損 etc.

⇒ 公序良俗に反しない限り、契約当事者の約定により変更可能な任意規定と解される。

したがって、約款で保険者が免責となる保険事故招致者の範囲が確定されていれば、それに従うということになるであろう（ただし、不合理な範囲の拡張は許されないと思われる）。

2 商法 641 条後段と約款免責条項との関係

約款に保険事故招致者の範囲が書かれていたとしても、保険契約者・被保険者以外の第三者による保険事故招致に関して、従来、代表者責任論ということが言われてきた。すなわち、問題となるのは、第三者が保険契約者や被保険者と近い

法律関係にある場合、たとえば、家族、使用人、代理人、そして本報告で取扱う法人の機関のように、保険契約者や被保険者と身分的にも契約的にも近い法律関係にある者が保険事故を招致した場合、単に法律上、第三者であるということによって保険者の免責を認めないということになると問題が生じてくる。すなわち、保険契約者や被保険者が教唆して保険事故を招致させ、あるいは共謀して実行は第三者にさせる場合、あるいは被保険者の監督義務に重大な違反がある場合、問題があるとされてきたのである。

(1) 学説

第 1 説 (代表者責任論)

保険契約者または被保険者にかわって保険の目的物を事実上管理する地位にある者が故意・重過失によって保険事故を招致したときは、商法 641 条後段にいう保険契約者または被保険者の保険事故招致と同視して保険者免責になると解し、免責条項に規定されている被保険者の法定代理人や理事・取締役などが、それに該当する場合には、その者の悪意・重過失による事故招致について保険者の免責が認められると解する見解。この見解によれば、仮に約款の免責条項に規定がなくとも、商法 641 条後段の解釈によって保険者免責は当然に導かれ、免責条項の規定は当然のものを確認したにすぎないということになる。

第 2 説 (自己責任主義)

商法 641 条後段で保険者の免責が認められるのは、被保険者のような保険の利益享受者が悪意・重過失で保険事故を招致した場合を中心に考えるべきであると解し、免責条項で、法定代理人や理事・取締役などの事故招致が免責事由とされているのは、これらの場合には實際上被保険者などと共謀・教唆などといった関係にあることが少なくなく、しかもその立証が困難なことが多いため、立証の困難を除去するために政策的に設けられたものと解する見解。

第 3 説 （経済的被保険者理論）

第 2 説（自己責任主義）の立場をとりながらも、保険事故を招致する行為は、法律行為ではなく事実行為であるから、個々の自然人の行為を把握せざるを得ず、それゆえ、同条後段の趣旨に基づき、たとえば、法人は、その機関を構成する自然人の意思および行為を通じて活動するものであるため、法人の機関構成員の保険事故招致は保険者免責になると解し、免責条項は同条後段の趣旨を確認もしくは明確化したものと解する見解。

（ 2 ） 裁判例

保険契約者・被保険者以外の第三者による保険事故招致に関する裁判例をみると、未成年者の法定代理人・後見人が未成年者を保険契約者・被保険者として保険契約を締結し、その後、後見人が事故招致（放火の教唆）をした事例において、保険者を免責にしたものがある（大審院昭和 18 年 6 月 9 日判決・法律新聞 4851 号 5 頁）。逆に、法人に関して被保険者たる法人の理事が自己の犯跡を隠すために放火した事例において、大審院は保険者の責任を肯定している。その理由として、保険者が免責となるのは、法人の理事が、法人の目的の範囲内で職務執行者としてなしたときであり、本件は、もっぱら個人たる資格によってなしたものであるから、保険者は免責とはならないとした。ここでは、近時の法人契約における保険事故招致に関する主な裁判例を紹介することにとどめる。

①判決　：　東京地裁昭和 58 年 5 月 9 日判決（判時 1097 号 110 頁、判タ 503 号 87 頁）

法人について不法行為に基づく損害賠償責任を肯定するには民法 44 条 1 項又は 715 条 1 項のいずれかの規定を介する必要がある、法人自体について

直接民法 709 条の適用はない。

②判決 : 大阪高裁平成 10 年 5 月 27 日判決 (判タ 984 号 238 頁)

原告会社の代表取締役の夫を同社の実質的代表者とみなし、本件免責条項を適用した事例。

ちなみに、夫は原告会社が造成した宅地を販売する会社の代表取締役である。

③判決 : 福岡地裁平成 11 年 1 月 28 日判決 (判時 1684 号 124 頁)

会社が経営面で全面的に依存していた経営コンサルタント (監査役) A による放火の場合に、会社が保険金請求をなすことは信義則に反するとした事例。

A は、「X 会社の経営に深く関与していたとはいえ、監査役にすぎず、本件建物を事実上管理していた訳でもないから、本件免責条項の『理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関』に該当するということとはできない。(略) A と密接な関係にあった会社が A の放火による本件火災に基づく本件各請求を行うことは、信義誠実の原則に反し、許されないものというべきである」と判示した。

④判決 : 大阪高裁平成 11 年 9 月 30 日判決 (判時 1707 号 171 頁、判タ 1031 号 203 頁)

破産会社の破産宣告前の取締役の放火による家屋の焼失事故につき保険契約者等の取締役の故意によって生じた損害を填補しない旨の免責条項に基づく保険金の支払免責が認められなかった事例。

⑤判決 : 札幌高裁平成 11 年 10 月 26 日判決 (金商 1099 号 35 頁)

会社の従業員 A を、約款における「法人の業務を執行するその他の機関」とみなして、保険者免責の条項を適用した事例。

従業員 A は、約款の「免責条項にいう『法人の業務を執行するその他の機関』に当たるといふべきである。すなわち、A は従業員であったものの、会社の代表者から任され、営業の実際のほとんどを行い、保険の目的を管理するなどしていたものであるから、会社のためにその機関として業務を執行していたものといふべきであり、本件放火も〔会社〕の経営再建のために会社に本件保険金を取得させようと企図してなされたものであって、会社のためになされたその機関の行為とみるのが相当である。したがって、本件火災は本件免責条項が適用され、保険会社は保険金を支払う義務がない」と判示した。

⑥判決 : 東京地裁平成 12 年 9 月 27 日判決 (判時 1733 号 128 頁、判タ 1073 号 200 頁)

保険契約締結直前まで取締役であり、現在も実質的な経営権を把握する者が、約款における「その他の機関」に該当するとした事例。

実質的経営者である A は、「本件契約時ないし本件火災発生時の会社の取締役ではないが、本件各契約直前までは代表取締役であったこと、現在の代表者は同人の妻であるものの、実質的な経営権は依然として A が掌握しており、会長と呼ばれていることなどの諸事情を勘案すれば、会社の業務を執行する機関と同一の立場にある者であり、したがって(略)『法人の業務を執行するその他の機関』に該当するものと解するのが相当である。そうすると、保険会社は、本件免責条項により、保険金支払義務を負わない」と判示した。

⑦判決 : 最高裁平成 16 年 6 月 10 日判決 (民集 58 卷 5 号 1178 頁、判時 1864 号 168 頁)

有限会社の破産宣告当時取締役の地位にあった者による放火が火災保険約款の免責条項所定の「取締役」の故意による事故招致に当たるとされた事例。

要旨① 商法 641 条は、損害保険において、保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失により生じた損害については、保険者は、てん補責任を免れると定めているが、その趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、または公序良俗に反するものであることによるものと解される。

要旨② 本件免責条項は、同様の趣旨から、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害についての保険者の免責を定めるとともに、保険契約者または被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲については、前記のとおり、その括弧内において、「その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関」と定め、理事、取締役の地位にある者については、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実に管理していたか否かなどの点にかかわらず免責の対象となる保険事故の招致をした者に含まれることを明らかにしている。

Ⅲ 法人契約における約款免責条項

一般に、損害保険普通保険約款では、つぎのように、「理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関が保険事故を招致したとき」は、法人自体が保険

事故を招致したものとみなすと規定されている。第三者の保険事故招致に商法 641 条が適用される余地はあるのか問題になりうるが、たとえ代表者責任論であろうと自己責任主義であろうと、約款の免責条項で法人契約における代表者の範囲が明確にされているのであれば、保険事故招致者の範囲は同条項に列挙されている者に限られ、それ以外の者に商法 641 条後段を適用する余地はないと思われる。

実際の約款免責条項をみると、つぎのように明記されている。しかし、このとき、約款にいう「取締役」をどのように解するかによって、保険事故招致者の範囲が異なってくる。

約款①：火災保険普通保険約款 2 条 1 項 1 号

当社は、次に掲げる事由によって生じた損害（残存物取片づけ費用を含みます。以下同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) [以下、省略]

約款②：住宅火災保険普通保険約款 2 条 1 項 1 号

当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、別居者家財保険金、持ち出し家財保険金または水害保険金をいいます。以下この節において同様とします。）を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失また

は法令違反

(2) [以下、省略]

約款③：自動車総合保険普通保険約款 9 条 1 項 1 号

① 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意

(2) [以下、省略]

1 約款の免責条項にいう「取締役」の意義

ここにいう、約款の免責条項にいう「取締役」に意義については、法人の業務執行権限を有する機関のみが免責の対象となるかについて議論がみられる。

- (1) すべての「取締役」が含まれると解する説
- (2) 代表取締役に限ると解する説
- (3) 業務執行権限を有する取締役に限ると解する説

⇒最高裁平成 16 年判決 (⑦判決) 要旨②より

⇒⇒ (1) のすべての「取締役」が含まれると解する説

2 最高裁平成 16 年判決をめぐる問題点

問題点① 取締役と登記されているにもかかわらず、会社の業務執行に全く関与していない、いわゆる「名目的取締役」が保険事故招致した場合であっても、保険者は免責されることになるのか。

問題点② 最高裁平成 16 年判決を反対解釈すると、実質的に会社の業務執行に関与している者であっても、取締役には就任しておらず、また保険事故発生の直前に取締役を退任した者は、保険者免責の対象とならなくなるのではないか。

最高裁の考えにしたがえば、保険約款で取締役と明記されていることから、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実に管理していたか否かにかかわらず、理事、取締役の地位にあるものが保険事故を招致した場合はすべて保険者免責となる。

保険約款で法人契約について明記されていない保険契約については、取締役以外の実質的關係者の行った行為は、最高裁平成 14 年 10 月 3 日判決によるものと考えられる。本判決は生命保険についてのものであるが、ここで示された判断基準は損害保険においても妥当するものと思われる。

⑧判決 : 最高裁平成 14 年 10 月 3 日判決 (民集 56 卷 8 号 1706 頁)

判旨: 保険契約者又は保険金受取人が会社である場合において、取締役の故意により被保険者が死亡したときには、種々の事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し、もしくは事故後直ちに会社を実質的に支配しうる立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるなど、公益や信義誠実の原則という免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致を会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、免責条項に該当するとし、代表権がなく経営者として業務に関与していない取締役による故殺につき、保険者免責を否定した。

図 1 : [最高裁判決で示された取締役の意義]

	約款に免責規定あり(最高裁16年判決)	約款に免責規定なし(最高裁14年判決)
代表取締役	○	○
業務担当取締役	○	○
平取締役	○	×
名目的取締役	○	×
実質的取締役	?	○
退任取締役	?	△(実質的会社支配性がなければ×)

法人契約において、約款で取締役が招致した保険事故を保険者免責とするように定めをおくのは、本来、法人機関のうち事故招致した者に保険金を支払うことになれば、要するに、自ら保険事故を起した者に利得が生じるというのであればおかしいということであり、それを立証すること等が困難であるから、約款で明記したということになるであろう。そうであれば、約款に規定を設けたことによって、本来、利得を得る可能性が低い平取締役や名目的取締役も含まれるというのは疑問である。

IV 私見

これまで、保険契約者・被保険者と近い関係にある者の事故招致について保険者の免責を認める理論として代表者責任論が主張されてきた。これは法人契約においても検討されてきたところでもある。しかし、保険契約者・被保険者と近い関係にある者の事故招致を認める場合、どこまでの範囲の者の事故招致を保険契約者・被保険者の事故招致と評価すべきか、その限界付けが曖昧であり、解釈に

よっては被保険者間の不公平が生じるおそれが生じてこよう。

前述したとおり、観念的な存在にすぎない法人自身が現実に行動して保険事故を招致することはありえないが、だからといって、法人契約について、法人の機関、あるいは法人の理事、取締役、あるいは監査役も含めて考えるといいかもしれないが、それらのものが犯罪、放火等をして保険事故を招致する場合、「これらの者の保険事故招致＝法人自身の保険事故招致」と構成して保険者免責とするには問題がある。特にその法人が有限責任の法人であると問題である。すなわち、法人契約における被保険者の財産を考えると、法人のうち特に有限責任のもの（たとえば、株式会社、合同会社等）については、法人の財産のみが会社債権者等の拠り所となるであろう。したがって、法人契約においては法人の機関が保険事故を招致したとしても、保険者免責とはせずに、保険者有責を基本におくことのほうが論理的なように思われる。しかし、そうすると、問題となるのは、たとえば、会社と経済的に一体であるような小規模会社の取締役が、法人契約を利用することが考えられるのではないかという懸念が生じてこよう。しかし、このような懸念は、結局は、実際に保険事故を招致した取締役が保険制度を利用して何らかの利得を得ることから生じるものであるように思われる。そうすると、事故を招致した取締役に利得が生じないよう、これを防止しなければならない。

現行法上、保険契約者・被保険者以外の第三者が保険事故を招致した場合、保険者は被保険者に対して保険金を支払わなければならないが、第三者の行為によって生じた損害に保険者が保険金を支払ったのであれば、保険者はその支払った金額の限度において保険契約者または被保険者が第三者に対して有する権利を取得することになる。これが商法 662 条にいう請求権代位である。

これを法人契約にあてはめるならば、法人の取締役が保険事故を招致した場合、保険者は法人に対して保険金を支払うことになるが、取締役の行為によって生じた損害に保険者が保険金を支払ったことになり、そうであれば保険者はその支払った金額の限度において法人が取締役に対して有する不法行為に基づく損害賠償

請求権を代位取得するということになるであろう。つまり、法人の機関のうち何れかが保険事故を招致した場合、保険者は法人に保険金を給付して、その後、不法行為を行った代表者なり、第三者に対して保険代位で追及していくことのほうが現行法からいくと筋であろうし、事故を招致した取締役の利得防止の効果も期待されよう。また、先の小規模会社の取締役を例でいうと、取締役自身が会社債権者等のために保険事故を招致することで、取締役個人の財産にまで責任が及び、ましてや刑法上の責任も問われかねないということを考えると、保険事故を招致しようとする主観的動機をそぐことにもつながるのではなかろうか。

前述したとおり、実際の約款では、法人契約については、法人のうち誰の事故招致をもって法人の事故招致と評価するのか、その範囲が示されている。このように約款で保険事故を招致した事実を立証する困難を克服する意味で政策的に保険者免責とすることは妥当であろう。しかしながら、現在一般に用いられている約款をみると、取締役の意義について付言しておきたい。約款では「保険契約者・被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者・被保険者が法人であるときは、その理事・取締役または法人の機関を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または違反」によって生じた損害について保険者は免責されると規定されている。約款の免責条項にいう取締役とは、代表取締役、業務執行取締役であれば該当するであろうが、単なる取締役会の構成員である取締役はどうか問題である。約款の文言をみる限り、はたして最高裁が示したように、業務執行等云々せずにすべての取締役が該当するといえるのか問題であろう。

約款の文言を見る限り、法定代理人については、保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関というように言っている。したがって、株式会社についていえば、取締役会の構成員にすぎない、いわゆる平取締役はそれにあたらないと読むことができそうである。つまり、約款の文言上、法定代理人括弧その他の機関といているのであるから、平取締役が保険事故を招致しても、この約款の文言からは保険者は免責

【平成 19 年度日本保険学会大会】

自由論題第Ⅱセッション
レジュメ:河森 計二

されないと解することが妥当なように思われる。

法人の機関による保険事故招致について、保険約款でこのようなことを掲げていれば、その約款にしたがうことになるのであろうが、約款に規定がない場合、商法 641 条でいう保険契約者・被保険者の中に法人の場合には代表者責任論などを用いて保険者免責を認めていくには、やはり問題があるように思われる。

ここでは考察しきれないものが多数ある。法人契約について保険者免責を求めるならばどのようなことが考えられるのか、今後引き続き検討していきたい。

【主要参考文献】

- ・ 大森忠夫「被保険者の保険事故招致」同『保険契約の法的構造』（有斐閣、1952年）195頁以下
- ・ 竹瀆修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致（1）」立命館法学 170号（1984年1月）43頁以下
- ・ 竹瀆修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致（2完）」立命館法学 171号（1984年2月）49頁以下
- ・ 近藤光男「法人（会社）における保険事故招致」『現代民事法学の理論〔上〕－西原道雄先生古稀記念』（信山社、2001年）511頁以下
- ・ 出口正義「法人の機関の保険事故招致に関する一考察」損害保険研究 65巻 3=4号（2004年2月）205頁以下
- ・ 竹瀆修「会社役員 of 保険事故招致－損害保険契約の場合」損害保険研究 65巻 3=4号（2004年2月）338頁以下